

ない（第 21 条）。また、補助犬使用者は、補助犬の体を清潔に保ち、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない（第 22 条）。

身体障害者が補助犬を同伴・使用して施設等を利用する際は、厚生労働省令で定めるところにより、補助犬にその者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない（第 12 条第 1 項）。また、施設等の利用等を行う場合において補助犬同伴・使用者は、当該補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（同第 2 項）。施設等の利用等にあたり補助犬の同伴・使用者は、補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない（第 13 条）。

なお、ここで表示について付言すると、何人も、施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第 12 条第 1 項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第 16 条第 1 項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない（第 14 条）とされた。

訓練者は必要に応じて医療提供者と連携すべきこと（医療的配慮）、訓練者・使用者ともに犬の適正な取り扱いに努める責務があること（動物保護的配慮）という二点が、とくに注目に値する。後者の点には、すでに現在行われている盲導犬などの貸与契約の中でも強調されていることであるが、動物虐待への非難が高まるにつれて、法律上の義務として大きな位置付けが与えられたものである（動物保護法全般につき文献②を参照）。

#### ⑤補助犬育成事業の社会福祉事業としての公的な位置づけと支援

「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」（衆法・議案番号 29）は、以下の 3 点を規定している。

ア) 社会福祉法を改正して、介助犬育成事業と聴導犬育成事業を、「第 2 種社会福祉事業」と位置づける。

イ) 障害者基本法を改正して、国や地方公共団体が補装具などの福祉用具と同様に補助犬の給付を行うよう必要な施策を講じるべきこと、公共施設・公共交通機関が補助犬同伴などについて便宜を図るよう努めるべきことを規定する。

ウ) 身体障害者福祉法を改正して、同法の対象に盲導犬育成事業にくわえ介助犬訓練事業・聴導犬訓練事業を、現行の都道府県による盲導犬貸与（貸与委託）の規定に介助犬・聴導犬貸与を、地方公共団体が実施する社会参加を促進する事業に補助犬使用支援事業をそれぞれ追加し、あわせて、国・都道府県以外の者は、あらかじめ都道府県知事に届け出て、介助犬訓練事業または聴導犬訓練事業を行うことができるようにする。

これらの規定は、補助犬育成事業を福祉事業として国法上にはっきり位置づけると同時に、それらを公的なコントロールの対象に取りこむ意味をもつ。

#### ⑥国・地方自治体の補助犬の理解促進努力と国民の協力を規定

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない（第 23 条）、国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない（第 24 条）旨が規定されている。

### 3. ヨコの評価：ADA との比較

以上、法案の新機軸を従来の法状況との比較において指摘したが、つぎは視点を変えて、アメリカ法、とりわけ、盲導犬などを同伴した障害者のアクセス権等を広く保障した画期的な法律として知られる「能力障害をもつアメリカ人法」（Americans with Disabilities Act 1990、以下 ADA と略称する）との対比において、わが国の法案にどのような特徴があるかを検討する。比較法的な視点からは、法案にはつぎのような特質を指摘できる。（ADA の内容の詳細については文献①⑤⑥⑦⑨⑩⑪に譲る。）

#### ①法の一般的な性質

法案は「福祉法」「アクセス法」という側面が強いのにに対し、ADA が補助犬使

用者のアクセス問題はもちろん雇用や通信手段まで射程に入れた「包括的な差別禁止法」であることである。比喩的にいうと、ADAの間口はずっと広い。

## ② 「障害者」ならびに「介助（補助）動物」の射程

法の射程も違う。ADAの規定を受けて司法省規則が定めているのは「介助動物」(service animal)であって、「介助動物とは、障害をもつ人のために、仕事をしたり任務を果たしたりするために個別に訓練された盲導犬、聴導犬、その他の動物で、視力障害者を導いたり、聴力障害者に対して、侵入者や物音に注意を喚起したり、最小限の保護と救援を行ったり、落ちた物を拾ったりするものを含むが、それに限られるものではない。」とされている。ここには、盲導犬・介助犬・聴導犬はもちろん、犬以外の動物種（サルなど）も含まれるし、その機能についても限定がない。

そして、ADAが対象とする「障害」の範囲も、わが国の法案のように「身体障害（肢体不自由）」に限定されず、精神障害も含んでいる。

## ③ どの段階に関わるか

わが法案は、補助犬の育成（訓練）、認定、使用の全段階に関わるものであるが、ADAは、介助動物使用者の差別を禁止する法律なので、使用に関わる段階だけを規定している。

## ④ 認定制度

ADA上の「介助動物」には、なんら公的認定制度が存在しない。わが国の法案は、アクセス保障の前提として、補助犬の認定制度を整備している。

## ⑤ 医療提供者との連携

法案は訓練者が必要に応じて医療者と連携すべきことを定めている。司法省管轄の差別禁止立法として、育成訓練段階を念頭に置いているADAには、このような配慮はない。

## ⑥ 受け入れ拒否の制裁と救済

法案もADAも、補助犬使用者のアクセス保障法としての性質をもつ。ADAは不当な受け入れ拒否があった場合、慣行変更命令を出したり民事罰を加えた

りすることができる旨規定しているが、わが法案は受け入れ拒否の場合について特別の制裁や救済手続を規定していない。したがって、正当な理由なしに受け容れを拒否された場合の法的救済は、一般的な民法の原則によることになる。

#### ⑦ 執行体制

上と関連して、アクセス保障法（差別禁止法）としての側面をみたとき、その執行体制に差がある。ADA 法体制は、司法省の積極的なイニシアティブのもと、不当な受け入れ拒否などの差別事例については、訴訟や訴訟外の紛争解決手続が活発に活用され、法の執行を担保している（詳細は後掲青木「介助犬と法」に譲る）。一方、わが法案にはそのような配慮はない。

### 4. 介助犬をめぐって生じうる解釈論上の問題

つぎに、かりに法案がこのまま成立したとしたら、「介助犬」をめぐって今後どのような解釈問題が生じるかを、あらかじめ考えてみると、たとえば、次のような問題が生じる可能性がある。

#### ① 介助犬の定義

法案は「介助犬」を「肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第16条第1項の認定を受けているもの」と定義した。

この定義をめぐっては、介助犬使用者の資格と、介助犬の機能という二つの見地から解釈問題が生じうる。前者は、「肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者」の範囲がどこまでかという問題、後者は法文に細かく列挙された介助犬の機能が多様なので、いったいどこまでが「介助犬」たりうるのかという問題である。

たとえば、「緊急時の救助要請に特化し、それだけしか行わない介助犬」も、文理上は身体障害者補助犬の範疇に含まれる可能性があるが、そのような介助犬を認めるかどうかは、あくまでも使用する人の障害や不自由の程度との兼ね合いで、本法案による法的保護に値するかどうかを個別かつ実質的に認定す

るしかないだろう。

また、身体障害者補助犬法案の附則第5条は、「日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。」としている。「介助犬」の範疇の限界は、この附則にいう「新たな補助を行う犬」と隣接している。

いずれにせよ、最終的には指定法人による認定がなければ、「身体障害者補助犬」とは認められないので、このような定義をめぐる解釈問題は、指定法人が補助犬として認定可能な（あるいは認定すべき）範囲はどこまでかという問題だと言ってもいい。

## ② 訓練事業者の義務

法案では、訓練事業者は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、「必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ」身体障害者に必要な補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならないとされている。また、とくに「障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者」に訓練を行うに当たっては、「医療を提供する者との連携を確保することにより」その身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならないとされている。

前者の規定では「必要に応じ」医療提供者との連携を確保することとしているが、いったいどういう場合にその「必要」があるのか。また、後者の場合、つまり、「障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される」には、必ず医療提供者との連携を確保しなければならないが、いったい、「必要とされる補助が変化することが予想される」のはどのような場合なのか。はたまた、その必要性が認められる場合に、「連携」を確保するというのは、具体的にはどのようなことをすればいいのか。こういった点は、法文そのものからははっきりしない。

法案第4条は、訓練事業者は必要な補助の変化が予想される身体障害者のために補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならないとしているが、このような調査・

再訓練の義務は、変化が予想されなかった障害者のために訓練した補助犬については及ばない。また、訓練事業者と認定にあたる指定法人が一致しないケースもあるが、そのような場合、認定を与えた指定法人には使用状況調査や再訓練の義務はないことになる。

### ③ 施設などへの同伴

法案は、補助犬を同伴した公共施設利用を広く保障している。受け容れを拒否できるのは、補助犬の同伴により「当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合」に限られる。この条件を満たすのがどのような場合であるかは、今後具体的なケースの蓄積を待たないと確定できない。

また、第9条にいう「不特定かつ多数の者が利用する施設」の限界も問題にある。たとえば「商店」であれば、どんなに小さな個人商店であってもここにぜんぶ含まれるのだろうか。文理上はそれが自然な解釈だとわたくしは考えるが、「不特定かつ多数」という文言に実質的な限定機能を持たせ、個人零細商店などは除くと解釈することも可能かもしれない。国会審議では、こういった点が確認されることを期待する。

### ④ 指定法人による補助犬認定

法案には認定取消についての規定がある（第16条第2項）が、使用状況調査（第4条）は、上に述べたとおり、将来の補助の変化が予想される場合の補助犬を訓練した「訓練事業者」の義務として規定されている。「認定者」にはそのような調査義務はないとすると、訓練事業者と認定者が別である場合、認定取消は、補助犬として能力を欠くことになったことがたまたま認定者に露見した場合に限られるのだろうか。そうだとしたら問題である。

現在行われている盲導犬貸与契約や介助犬貸与契約では、定期観察や定期報告を行うべきことが契約内容に含まれているのが普通である。そうだとすると、補助犬法が成立した後も、訓練事業者が貸与契約の当事者となった場合は、契約の内容の一部として、（法案のような限定なしに）すべての補助犬について定期的な観察や報告を取り決めることになる可能性が高い。ただし、そのような契約を締結しない訓練事業者が出てくると不都合なので、法律で最低のアフターケア義務を規定しておくことは意味がある。また、訓練事業者が認定者と違

う場合や、貸与ではなく使用者の飼い犬を補助犬として訓練したような場合は、一定の場合につき認定取消義務を認める前提として、認定者にもなんらかのフォロー体制（定期観察など）を保障する方策を考えるべきだろう。この点については、法令によるほか、標準約款を普及させることによって（契約内容として）保障する方式もある。

## 5. その他、想定しうるいくつかの法的責任問題

つぎに、法案の条文の解釈を離れて、一般的に生じうる法的責任問題について、検討を加える。すべての問題を網羅的に数えあげることが不可能だが、典型的に予想しうる問題として、①犬が適切に訓練されず、補助犬として十分な機能は果たさない場合の責任、②補助犬の行動により損害が発生した場合の責任、③不適切な共同（合同）訓練により使用予定者に損害（障害悪化など）が生じた場合の責任、④補助犬使用者の受け容れを不当に拒否した者の責任という四つの場合を想定し、それぞれについて簡単なシミュレーションを行う。

### ① 犬が適切に訓練されず、補助犬として十分な機能を果たさない場合 ア) 製造物責任法の適用？

この問題を考える際には、まずは適用法令について議論がありうる。民法の特別法としての「製造物責任法」の適用可能性をまったく排除することはできないからである。同法は、「製造又は加工された動産」の瑕疵により損害が生じた場合に、製造者や加工者に損害賠償責任を負わせる。問題は、補助犬の育成訓練が、「動産の製造又は加工」にあたるかどうかである。犬が「動産」であることは間違いないので、補助犬の育成訓練が「製造」または「加工」の概念にあたるかどうかの判断が議論の分かれ目になろう。この点について、これまで直接参考になるような裁判例は存在せず、介助犬訓練事業者に対して、製造物責任法を根拠に損害賠償請求をする人が現れたとしたら、わが国の裁判所がどのような結論を下すか予想できない。

#### イ) 民法上の債務不履行責任（契約の不完全履行）

製造物責任法が適用されないとしても、民法が適用されることは間違いない。補助犬の訓練貸与契約を結んだにもかかわらず、与えられた犬が適切な訓練を受けていなかった場合には、使用者（使用予定者を含む以下同様）は訓練者（訓

練事業者) に対して、債務不履行(契約の不完全履行)を根拠に、適切な訓練を要求し、または損害賠償(損害があれば)を請求することが理論的には可能であろう(民法415条)。ただし、補助犬の訓練貸与契約は物品を製造したり建物を建てるような単純な請負契約ではなく、訓練の一部は使用者本人も参加して合同で行われるものなので、むしろ診療契約などと同様の準委任契約(またはその類似契約)と考えられ、しかも訓練後の貸与は無償である場合が多いから、訓練事業者の債務不履行責任の有無と範囲を決めるにあたっては、そういった補助犬訓練貸与契約の特殊性を考慮に入れる必要がある。そして、通常これらの特殊性は、訓練事業者の責任を否定したり軽減したりする方向で考慮されることになるだろう。

なお、貸与交付された犬の資質が満足のゆくものでなかった場合に使用者が訓練事業者にどのような請求ができるか(訓練事業者がどのような義務を負うか)を、あらかじめ契約で具体的に定めてある場合は、その契約内容にしたがった請求がもちろん可能である。

## ② 補助犬の行動により損害が発生した場合

### ア) 製造物責任法の適用?

上述①アと同じ。

### イ) 民法上の債務不履行責任

犬の訓練が不十分で使用者が犬にかまれた場合などは、上述①イと同じ。

### ウ) 民法上の不法行為責任(動物占有者責任)

補助犬使用者や第三者に損害が発生した場合、民法上の不法行為責任(動物占有者責任)も問題になる。この場合、その損害が訓練中の事故から生じた場合と、訓練終了後使用者が犬の占有を開始してからの事故に分けて考えるべきである。

訓練中の事故の場合、損害をうけた使用者が訓練者に対して動物占有者責任(民法718条)にもとづく損害賠償を要求しうる場合と、損害を受けた第三者が使用者や訓練者の動物占有者責任を問う場合がある。後者の場合は、動物の「占有者」が使用者なのか訓練者なのかは、具体的状況によって変わる。

訓練終了後補助犬が貸与されると、その占有者は当然「使用者」ということになる。それ以降、補助犬の不適切な行動などにより第三者が損害を受けた場合は、当該第三者は、補助犬使用者に動物占有者責任を根拠に損害賠償を求め

ることになる。ちなみに、海外の補助犬立法の中には、補助犬使用者が損害賠償責任を負うことを明示的に規定している例もある（参照文献⑧）。

### ③ 不適切な共同（合同）訓練により使用者に損害（障害悪化など）が生じた場合

この類型については、ア）使用者（障害者）が訓練者に損害賠償請求できる場合と、イ）使用者が医療提供者に損害賠償請求できる場合がある。

#### ア）使用者が訓練者に損害賠償請求できる場合

使用者が訓練者に損害賠償を請求できる場合としては、主として二つの場合が考えられる。第一は、「医療提供者との連携」（第3条）が必要な場合であったにも関わらず、訓練者が医療者との連絡をまったく欠いた場合。第二は、訓練者と医療者の連絡関係はあったが訓練者が医療者の指示を守らなかった場合である。これらの場合は、法律上必要な「連携」を欠いているから、訓練貸与契約の履行が不完全であったといえる。また、そのような場合には、訓練者には不法行為の要件としての「過失」も存在すると思われるので、使用者は不法行為を根拠にした損害賠償請求も可能である。

#### イ）使用者が医療者に損害賠償請求できる場合

使用者が医療提供者に損害賠償請求できる場合もあろう。典型的に予想できる場合としては、訓練者が医療者と適切に連携し医療提供者の指示を忠実に守ったにも関わらず、医療提供者の指示内容が不適切であったために、病状が悪化してしまった場合などである。医療提供者は補助犬訓練貸与契約の当事者ではないので、この場合は不法行為責任だけを根拠に、損害賠償請求がなされることになる。

補助犬使用者の「自己責任」はいったいどこまでなのか。補助犬の医療面を重視するのとその権利面を重視するのとでは、医療提供者や訓練者の法的責任の範囲に違いが出てくるのか。また法案が要求している訓練者と医療提供者との適切な「連携」を確保するためには、今後具体的に使用者・訓練者・認定者・医療提供者の四者はどのような関係を構築していったらよいのか。こういったことが上の問題に密接に関わってくる。

### ④ 補助犬使用者の受け容れを拒否した者の責任

法案は、正当な補助犬同伴者の公共施設などへのアクセスを広く保障してい

る。その一方で正当な理由なくその入場などを拒否した者の責任やその救済方法については、とくに特別の規定を置いていない。つまり、法案は、これらの点については、通常の民法上の原則によると判断したものと理解できる。

補助犬同伴者と施設管理者は通常は契約関係にないので、入場を拒否された補助犬同伴者は、国家賠償法第1条（受け入れ拒否したのが国や地方自治体の施設である場合）または民法上の不法行為責任の規定を根拠に、損害賠償を請求することになる。法案成立後は、補助犬同伴者を正当な理由なく入場拒否することが違法であることは明らかなので、損害賠償請求は比較的容易であると予測される。損害賠償にくわえて将来の受け入れ請求（「補助犬を同伴していることだけを理由として拒否せずに受け容れること」を求める訴訟など）を提起することも可能だが、損害賠償請求だけで事実上同じ効果が得られるだろう。

むしろ、訴訟上の法律構成や請求内容という法技術的側面ではなく、訴訟提起にかかる物心両面の労力が問題であろう。そのような労力なしに法案に規定された実体的権利を実現するためには、行政の啓蒙・指導活動が相変わらず重要であるし、訴訟による司法的解決以外に行政や民間による訴訟外の柔軟・迅速な紛争処理システムを構築するのもまた一案であろう。

#### ⑤全体に関わる注意

上記の①～④のいずれの場合も、損害賠償請求などが認められるためには、因果関係や過失など、それぞれの請求原因に応じた要件を訴訟上証明できなければならないことはもちろんである。動物占有者責任（占有者が過失がなかったことを証明しないかぎり責任を免れない）を問うのは比較的容易だとしても、たとえば、犬の訓練の不適切さと損害の間の因果関係を証明して訓練者の不法行為責任を問うことは、みずからの意思で動く犬の行動が介在している場合はかなり難しいと予測できる。したがって、これまでの議論はすべて、あくまでも「理論的に可能な請求」について述べたものである。

また、契約不履行を根拠とする損害賠償請求権と不法行為を根拠とする損害賠償請求権は競合して存在するので、被害者はそのどちらを主張してもよい。じっさいの訴訟では、両方とも主張されるケースが多い。

## 6. まとめ

以上、身体障害者補助犬法案の新機軸と比較法的な特質とその解釈論上の問題点を指摘したうえで、予想される法的責任問題のシミュレーションを行った。以下、簡単にまとめを述べる。

法案は、従来の法状況と比べても比較法的にみても、独自の工夫をもつ。「訓練育成過程に必要なに応じて医療提供者の関与を確保しつつ、指定法人によって認定された犬だけを『身体障害者補助犬』とし、同伴者の公共施設等へのアクセスを手厚く保障する」という基本的構想は、「身体障害者の社会参加」という要請と、「良質な補助犬の供給を確保する」という要請をバランスよく配慮したものである。

しかし、その一方、訓練過程をきめ細かく統制すると、補助犬の供給量は減り一頭あたりに必要なコストも上昇する。そして、従来の法状況と比べて補助犬使用者のアクセス保障は実体法上飛躍的に強化されたといえ、法案中にはその権利を実現するための特別の法執行システム（制裁や救済）は規定されていない。その点を強調すると、「独自の工夫」と積極的に評価できることが、同時に「法案の限界」だということもできる。

わたくし自身は、身体障害者補助犬の育成普及を、権利問題一辺倒ではなく、医療福祉的な配慮を加味しつつ発展させて行こうという法案の基本姿勢は、日本社会に相応しい補助犬のあり方として是認されてよい法政策だと考える。今後、補助犬の訓練と認定については、厚生労働省令で詳細がさらに定められる（第5条、第20条）ことになっているので、それによって、「良質な補助犬の供給」という要請を満たすべく統制は一層実質化すると思われる。

また、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」（衆法・議案番号29）により障害者基本法、社会福祉法、身体障害者福祉法の改正が実現すると、補装具の給付や盲導犬の貸与のみならず、都道府県による介助犬・聴導犬の貸与システムを作ることも可能になる。

このような育成と給付段階の配慮のみならず、いったん貸与された補助犬同伴者の権利実現の面においても、法案にせつかく規定したアクセス権を「画に描いた餅」としないために、法の執行と権利実現を担保する工夫も併せて考えてゆくべきである。その際、行政の啓蒙・指導活動や訴訟外の柔軟・迅速な紛

争処理システムの構築が重要になるであろうことは、すでに述べたとおりである。

つまるところ、法案冒頭に謳われた、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」という目的の達成は、法案の個々の条文が最終的にどう決着するかだけでなく、今後省令等により、法の周囲にどれだけ充実した官・民のサポート体制を作ることができるかにかかっている部分が大いといえよう。

【参照文献】（著者 50 音順）

- ①青木人志「介助犬と法－比較法的基礎調査」（一橋大学研究年報・法学研究 34 号、2000 年）
  - ②青木人志『動物の比較法文化－動物保護法の日欧比較』（有斐閣、2002 年）
  - ③阿部泰隆「点字ブロックと駅ホームの安全性－視力障害者ホーム転落事故三判決」（ジュリスト 801 号、1983 年）
  - ④小川政亮編『社会保障裁判－戦後社会保障権運動の発展』（ミネルヴァ書房、1980 年）  
第 12 章「上野訴訟－障害者の社会的活動の権利をめぐる」（井上英夫執筆）
  - ⑤斎藤明子訳『アメリカ障害者法(全訳)』（現代書館、1991 年）
  - ⑥定藤丈弘他編『現代の障害者福祉（これからの社会福祉 5）』（有斐閣、1996 年）  
第 3 章「障害者をめぐる機会平等の理念と実践」（関川芳孝執筆）
  - ⑦竹前栄治「盲導犬関係法令要覧」（東京経学会誌 176 号、1992 年）
  - ⑧竹前栄治＝岡部史信「スペイン盲導犬関係法令」（コミュニケーション科学 9 号、1998 年）
  - ⑨竹前栄治「盲導犬使用者のアクセス権と検疫」（コミュニケーション科学 14 号、2001 年）
  - ⑩藤倉皓一郎「アメリカにおける障害者法」（ジュリスト 970 号、1990 年）
  - ⑪八代英太・富安芳和（編）『ADA の衝撃』（学苑社、1991 年）
- その他、上記文献中に引用されているもの。

障害分科会

## 介助犬使用による作業遂行における課題の作業療法的検討

加藤清子

研精会山田病院 作業療法学

### 研究要旨

平成13年6月に介助犬を導入したユーザーを3回にわたり訪問調査し、介助犬を使った介助動作を評価した。介助犬による介助動作が期待通りに遂行されていない状況を、人間作業モデルの概念を用いて検討し導入プログラムを立案した。

### A. 研究目的

介助犬導入後、必要な介助動作が適切に行われているかチェックし、遂行上の問題を作業療法的に分析し導入プログラムを検討する。

### B. 方法

平成13年6月に合同訓練を経て、介助犬を導入したユーザーについて導入前の平成11年10月、平成13年11月と介助動作が上手く行えず、一旦犬を戻し再度合同訓練を行っていた平成14年2月の3回訪問し、介助犬による介助動作を評価し、インタビューをした。結果を、人間作業モデル（Model of Human Occupation）により検討し考察を行う。

### C. 結果

▼ユーザー N.Sさん 45歳 男性

○18歳時に事故によりC5,6頸髄損傷（Zancolli level : C6B2）

○ADL状況

食事と整容：工夫して自立

排泄：自立

移動：車椅子にて自立

入浴：車椅子対応風呂場にて自立

自宅環境：車椅子対応に家屋改善してある

○職業

知的障害者更生施設にて非常勤の事務職員。通勤は車。

○家族状況

両親と寺の自宅に同居。兄は、妻と子供と離れに住んでいる。妹は近所に嫁いでいる。

○趣味

車椅子バスケットボール

友達との交流

▼介助犬導入の経過

○平成 11 年 10 月

〈介助犬への needs〉

- ・ 起き上がり介助。・ 衣服の着脱。・ 車椅子移乗時に支える。

○平成 13 年 6 月

介助犬との合同訓練に入る。

○平成 13 年 11 月

〈生活の変化〉

- ・ 介助犬を職場に連れて行っている。
- ・ 体調管理をしている。
- ・ 生活が規則正しくなった。
- ・ 介助犬の世話は母、妹が行っている。

〈介助犬による介助動作〉

- ・ 落としたものを拾う。
- ・ 戸を開ける。

（上手くやれない事も多い）

〈介助犬を持って感じる事〉

- ・ 介助犬を使っていこうと頑張っているが、1つ歯車が狂うと出来なくなってしまう。
- ・ もし間が開いたら言う事を聞いてくれるか不安。
- ・ 友人と出かけて、店の受け入れが良くないと介助犬がいることでみんなを白けさせてしまう気がする。
- ・ 介助犬との信頼関係はまだ築けてはいない。
- ・ 介助犬の介助動作は確実性がない。

- ・自分自身にとり必要な介助動作は介助犬を使った方がいいのか、自分で苦労した方がいいのか迷っている。
- ・介助犬を使う動作の練習の仕方がわからない。

〈介助犬の介助の様子〉

- ・N.Sさんは介助犬が指示する動作をしないとあせる様子で、指示をさらに繰り返す。
- ・介助動作以前の come by stand, sit の position も指示を数回出しても行わない事も多い。
- ・N.Sさんの指示の出し方は、介助犬の注意がそれでも自信無い声で繰り返している。

○平成14年2月

〈生活の変化〉

- ・介助犬をトイレに連れて行くのはやっている。
- ・時間が無いと介助犬の世話の部分がかットされる。
- ・トイレ以外の世話は家族が行っている。

〈介助犬による介助動作〉

- ・落ちたものを拾う。
- ・靴、電話を取って渡す。
- ・戸を開ける。・起き上がり
- ・車椅子からベッドへトランスファー- (トレーナーがついて練習中)

〈介助犬を持ってみて感じる事〉

～介助犬を戻す前の状況～

- ・介助犬を使うポイントがわかっていなかった。トレーナーの見よう見まねでやってただけ。
- ・介助犬をみて何をしようとしているかわからなかった。
- ・声かけのタイミングがわからなかった。
- ・性格的に失敗しちゃいけないと思う方で、最初から完璧を求めている為精神的プレッシャーを強く感じた。
- ・介助犬が一回でやってくれないと(俺なんか…)と自信がなくなっていった。

～再合同訓練に入ってみて～

- ・介助犬が何かに気を取られた時に声かけをして集中させられるように

なり、あせらず余裕をもってできる。

〈担当トレーナーの感想〉

- ・前は介助犬をユーザーに渡すタイミングが早かったと思う。
- ・あせると介助犬が見えていないところなど、ユーザーのわかっていないところなどがわかってきた。
- ・前はこうすれば介助犬はこうしますというような教え方で、上手く行かない時の対処方法を教えていなかった。
- ・今回は介助犬に伝わるようにもって行くにはどうしたらいいかをユーザーに考えてもらい指示の出し方を工夫している。

#### D. 考察

18歳の時に受傷し、4年に及ぶリハビリテーション入院を経て自宅に戻り、職を得てサークル活動に参加するなどの社会生活を過ごしてきた N.S さんが受傷後 25 年を経て更なる生活の便利さ、社会活動の広がり求めて、介助犬を持つと決心した。

平成 13 年 6 月待望の介助犬との合同訓練を経て、介助犬との暮らしが始まるが、平成 13 年 11 月に N.S さんが“介助犬を使っていこうと頑張っているが、一個歯車が狂うと出来なくなってしまう”と言っているように介助犬が N.S さんの生きた自助具として日常生活における作業遂行を容易にしていくにいたらなかった。この事について人間の作業行動を環境と交流しながら組織していくダイナミックなシステムととらえて説明している人間作業モデル (Model of Human Occupation) の概念を用い検討していきたい。更に介助犬が機能していく為の導入プログラムを作業療法士の立場から考えていきたいと思う。

人間の作業行動は Kielhofner によると、人間システム、課題、環境という構成要素にすべて一緒に支えられている。そして人間システムの構造は、それらが使われるその過程を通して作り上げられ、維持され、変化させていかれる。行為無しには人間システムの構造の組織化や再組織化は起こらない。行為を行う事は、システムが将来にも同じ行為を成し遂げるように再びダイナミックな遂行の輪郭を作る組織化を促していく。

N.S さんが介助犬を使い日常生活動作を遂行していくシステムを組織していくためには、介助犬を使い生活していくという行為の反復を通してダイナミックに遂行の輪郭を作っていく事が必要になる。今この行為の反復がスムーズに

行われなかった事を、人間システムを構成する 3 つのサブシステムに分けて考察する。

人間システムは、意志、習慣化、遂行という3つのサブシステムからなる。これらのサブシステムは、環境内の諸要因と共に人間システムに作業行動を組み立てさせるために、統合的なやり方で協業する。

「人間システム」

- ① 意志サブシステム 作業行動を選択する事
- ② 習慣化サブシステム 作業行動をパターンあるいはルーチンへと組織化することに役立つ
- ③ 遂行サブシステム作業の熟達した達成を可能にする

#### 1. 意志サブシステム

平成13年11月には、“介助犬との信頼関係はまだ築けてない”“介助犬の介助動作は確実性がない”と N.S さんは言っているように、自分の行動が好ましい結果を達成すると言う統制感を認識できずにいる。介助犬を使い日常生活を行うという行動の構造が、上手く組織されていかずに、自信のない様子で介助犬への指示を繰り返すなど、“上手くいかない”という不安が更に介助犬が介助動作を行わないという状況を引き起こしていると思われる。また、“自分自身にとって必要な介助動作は、介助犬を使う方がいいのか、自分で苦勞してやった方がいいのか迷っている。”と言っているように、今までやれる事は工夫して時間をかけて行うという事に価値を置いてきた N.S さんにとって、介助犬を使っていくという事は、相反する価値を持つ事として統合されていないのではないかと思われる。

平成14年2月の“性格的に失敗しちゃいけないと思う。最初から完璧を求めていた”と言う発言から、介助犬が上手く機能しない状況は更に価値のないこととして捉えられ“俺なんか”と有効感を得られない状況になったのではないかと思われる。

#### 2. 習慣化サブシステム

習慣は適切で効率的な行動パターンを作り出す傾向の事であり、習慣は遂行に必要な意識的努力の量を減少させる。

時間がかかっても工夫し自分で行ってきた日常生活のパターンの方が、介助犬に指示を出し行うよりも意識的努力の量は少ないので、今の N.S さんにとって楽なのだと思う。また、介助犬の世話についても効率的なパターンができれば

ば“時間のない時は cut される”ではなく、世話も含めた朝の支度のパターンを意識的努力が無くとも自然に行うことが出来るであろうと思われる。それにより介助犬の主人としての役割が内面化され、役割義務を果たすために自分の時間と行動を組織化していくことができると思われる。

### 3. 遂行サブシステム

N.S さんの場合介助犬に指示を出すのは決められた言葉を発する事により行われるが、犬の行動特性を知った上で犬に指示が理解されるように出されなければ、介助犬はその指示と動作を知っていても適切に行動しない。平成 13 年 11 月に N.S さんは“介助犬との信頼関係はまだ築けていない”と話しているが、どのように犬と信頼関係を結んでいくかは、犬の行動学に基づいた指導が必要である。

介助犬による介助動作の観察では、N.S さんは介助犬の注意がそれであってもそのまま指示を出し、介助犬が従わないとあせった様子で自信なさげに指示を繰り返していた。結局介助犬は指示に従わず、N.S さんはあきらめてしまった。インタビューで、“介助犬を使っていこうと頑張っているが1個歯車が狂うとできなくなってしまう”“介助犬を使う動作の練習の仕方がわからない”の訴えがあったように、介助動作をスムーズに進めていくためにどのような要素が必要なのかの知識の提供が必要と思われる。

<N.S さんが介助犬を使って生活していくための問題点>

- ① 己統制感、有効感の低さ 日常生活を行っていく上での価値
- ② 自分の事は自分でやるという習慣 介助犬の主人としての役割の不十分さ
- ③ 適切な知識に基づく犬のハンドリング技術の未熟さ

以上のような問題点により N.S さんの日常生活において介助犬は、その指示がどの動作を示すのか知っていて行う能力があるにもかかわらず適切に機能しない状況となっていたと思われる。

これらの事を考慮して N.S さんにとって適切な介助犬の導入プログラムを考えてみる。N.S さん自身の能力の認識を改善していくためには、日常生活を介助犬の介助で行うという一つ一つの作業遂行を通して、自己イメージを強化していく必要がある。その作業遂行が適切に行われるには、犬の行動学の知識に基づくハンドリングの技術が必要になってくる。そして、介助犬を気にかけて、やれる世話を通して主人としての役割と習慣が得られていくような生活の流れを作っ

ていく事も必要である。

N.S さんは、失敗しちゃいけない、完璧じゃないと・・・と気負ってしまう性格的傾向があるようなので、可能であれば介助犬との合同訓練に入る前に動物介在療法のプログラムを持つ事が有効かと思われる。犬との楽しいゲームを通し気楽にコミュニケーションの方法、技術を身につけることが期待できる。そして、このようなプログラムを通してセラピスト、トレーナーは、ユーザーの作業遂行における傾向を知り、より適切な導入計画が立てられると思われる。

#### E. まとめ

『我々は、教師、セラピスト、ギタリスト歌手として生まれるのではない。しかし、そのようなものとして行動する事によって、それらになる可能性がある～新たな作業を始める事で我々は自分自身を再構成する事になる』と、人間作業モデルの概念を作り出した Kielhofner が結んでいるように、N.S さんが介助犬のユーザーになるには、日常生活の一つ一つを介助犬と共に適切に遂行していく事以外に方法はない。介助犬導入前に、ユーザーの生活状況、身体状況に加え作業遂行について評価し、医師、セラピスト、トレーナーなど多職種が連携して導入プログラムを作成していく必要がある。

#### 参考文献

- 山田孝：クリニカルリーズニング Clinical reasoning and the Model of Human Occupation. 作業行動研究, 第5巻第1号：P1～5, 2001年
- Kielhofner, G. (山田孝・監訳): 人間作業もでるー理論と応用. 協同医書出版, 1999年
- Thelma, S. (田端幸枝他共訳): 「クライアント中心」作業療法の実践. 協同医書出版, 2001年
- 亀山(加藤)清子: 動物を介在させた治療活動～精神障害者への試み～. 日本作業療法学会, 2000年